

議案第 52 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

市川市長 田中甲

市川市条例第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第  
34 号）の一部を次のように改正する。

別表市川市南行徳公民館放課後保育クラブの項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（保育料に関する経過措置）

2 令和 8 年 4 月 1 日前に改正前の別表に規定する市川市南行徳公民館放課後  
保育クラブに係る入所の承認（市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関  
する条例第 4 条第 2 項に規定する入所の承認をいう。）を受けた保護者（同条  
例第 3 条第 3 号に規定する保護者をいう。）が納付すべき当該放課後保育クラ  
ブに係る同条例第 5 条第 1 項に規定する保育料（同条第 2 項の規定により減  
額し、又は免除されたものを含む。）については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

3 令和8年4月1日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

## 理　　由

放課後保育クラブの利便性の向上を図るため、南行徳公民館放課後保育クラブを南行徳小学校放課後保育クラブに統合する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。